



小売店（関連事業者）の募集について

募集内容

(1) 業種

物品販売業（第三種関連事業者）

(2) 面積・使用料等

- ・場所 水産棟3階（旧コンビニエンスストア店舗）
- ・面積 168.7㎡
- ・使用料 月額417,159円（税込）
- ・保証金 月額使用料3カ月分
- ・契約期間 なし
- ・設備 冷暖房、電気、水道、換気
（追加の設備等工事は出店者負担）
- ・光熱水費 別途（目安額はお問合せください）
- ・共益費 別途（目安額はお問合せください）
- ・駐車場 立体駐車場1台9,350円（税込）
※空き状況については随時お問合せください

(3) 出店条件（札幌市中央卸売市場業務規程第40条に基づくもの）

【必須条件】

- ・営業時間は6時から15時までを確保すること
- ・弁当（カップ麺）・パン類、飲料品を取扱い、電子レンジ・電気ポットを設置すること
- ・ATMを設置すること
- ・公共料金の支払いが可能であること
- ・酒類は販売しないこと

【要望事項】

- ・市場の動きに合わせた早朝時間帯の営業
- ・マルチコピー機の設置
- ・ホットスナック、たばこ、日用品などの商品ラインナップの拡充
※フライヤーの使用を希望する場合は要相談
- ・現金、クレジットカード、電子マネー、バーコード決済の支払いを可能とすること

(4) 出店を希望される場合

令和6年2月29日までに事業計画書（様式任意）を提出してください。
なお、事業計画書には、出店条件の対応について必ず記載してください。
※期間内に複数の事業計画書が提出された場合は、内容を比較し優先交渉事業者を決定します。

(5) 出店交渉完了後の手続きに関すること

出店者は札幌市中央卸売市場業務規程に定める関連事業者として営業許可を受ける必要があるため、規程等に基づき、以下の書類の提出が必要となります。

- ・関連事業業務許可申請書
- ・定款
- ・登記事項証明書
- ・貸借対照表、損益計算書
- ・役員の戸籍抄本及び履歴書
- ・代表者印の印鑑証明書
- ・誓約書

(6) その他

・不明点がございましたら、下記問い合わせ先までお問合せください。
・見学も可能です。
・市場利用者に関する基礎データ、利用者アンケート調査結果など、検討資料が必要な場合は、下記問い合わせ先までお問合せください。

〔お問い合わせ先〕

札幌市中央卸売市場管理課事務係

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-1

☎011-611-3111 ✉shijo01@city.sapporo.jp